

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すことに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するものをもつて充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密</p>	<p>第二章 介護予防訪問介護</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（地域との連携）</p> <p>第三十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>（準用）</p> <p>第六十一条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで</p>	<p>3 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>（準用）</p> <p>第六十一条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで</p>

、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）及び第三十四条の二から第三十六条まで並びに第一節、第四節（第五十条第一項及び第五十五条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六十一条」において準用する第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規程により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 介護予防訪問看護

（看護師等の員数）

第六十三条（略）

2・3（略）

4 指定介護予防訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第三條の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第三條の二に規定する指定定期巡回・随時対応

、第二十一条、第二十三条、第二十八条から第三十三条まで、第三十四条（第五項及び第六項を除く。）第三十五条及び第三十六条並びに第一節、第四節（第五十条第一項及び第五十五条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第八条及び第三十条中「第二十六条」とあるのは「第六十一条」において準用する第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規程により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第二十九条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第五十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 介護予防訪問看護

（看護師等の員数）

第六十三条（略）

2・3（略）

（新設）

型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第三條の四第一項第四号イ及び第九項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定複合型サービスをいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第七十一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ又は第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第七章 介護予防通所介護

（従業者の員数）

第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供を行う時間数（以下この条において「提供時間数」という。）に応じて、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一年以上確保されるために必要と認められる数
- 二 （略）
- 三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間数

（新設）

#### 第七章 介護予防通所介護

（従業者の員数）

第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる生活相談員が一年以上確保されるために必要と認められる数
- 二 （略）
- 三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、提供時間帯